

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四月十五日第三種郵便物認印

# 鳥取県公報

## 目 次

### ◆規則 鳥取県病院事業財務規則

- 第二節 伝票(第七条——第十条)
- 第三節 帳簿(第十一条——第十四条)
- 第三章 収入及び支出並びに振替
- 第一節 収入(第十五条——第二十一条)
- 第二節 支出(第二十二条——第三十三条)
- 第三節 振替(第三十四条)
- 第四章 出納取扱金融機関(第三十五条——第三十九条)
- 第五章 預り金及び預り有価証券(第四十条、第四十一条)
- 第六章 物品会計

鳥取県病院事業財務規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

### 鳥取県規則第二十三号

#### 目次

第一章 総則(第一条——第五条)

第二章 勘定科目及び伝票並びに帳簿

第三節 勘定科目(第六条)

第四節 固定資産会計

第五節 たな卸(第五十一条、第五十二条)

第六節 出納(第四十六条——第四十八条)

第七節 保管(第四十九条、第五十条)

第八節 通則(第四十二条、第四十三条)

第九節 物品需給計画及び実施(第四十四条、第四十五条)

- 第一節 通則（第五十三条）
- 第二節 取得（第五十四条、第五十五条）
- 第三節 事故報告（第五十六条、第五十七条）
- 第四節 不要固定資産（第五十八条）
- 第五節 減価償却（第五十九条、第六十条）
- 第八章 予算（第六十一条——第六十三条）
- 第九章 決算（第六十四条、第六十五条）
- 第十章 契約（第六十六条——第六十八条）
- 第十一章 雜則（第六十九条）

## 附則

**第一章 総則**

(目的)

第一条 この規則は、別に定めるものを除くほか鳥取県病院事業（以下「病院事業」という。）の財務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(知事の事務委任)

第二条 知事は、次の各号及び次条各号に掲げる事項を除き、鳥取県立病院（以下「病院」という。）における財務に関する事務を病院長に委任する。

- 一 固定資産の取得（取得見積価額一件百万円以下の場合を除く。）
- 二 固定資産の処分（処分見積価額一件十万円以下の場合を除く。）
- 三 工事請負契約の締結（契約見積価額一件百万円以下を除く。）
- 四 労務の供給及び財産の使用貸借
- 五 予算の流用（一科目五万円以下を除く。）
- 六 予備費の支出

七 予算超過の支出

八 予算の繰越

第三条 知事は、次の各号に掲げる事項を企業出納員に委任する。

- 一 小切手の振出し
- 二 現金及び有価証券の出納及び保管
- 三 物品の出納及び保管  
(企業出納員等)

第四条 病院事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、病院に企業出納員（以下「出納員」という。）及び現金取扱員を置く。

2 出納員は、事務長、会計係長、薬剤長及び給食係長をもつてこれに充てる。

3 事務長である出納員は、薬剤長である出納員及び給食係長である出納員が行なう出納その他の会計事務以外の出納その他の会計事務をつかさどる。

4 会計係長である出納員は、事務長である出納員に事故があるとき又は欠けたときにその職務を行なう。

5 薬剤長である出納員は、薬品の出納及び保管の事務をつかさどる。

6 給食係長である出納員は、給食材料の出納及び保管の事務をつかさどる。

7 現金取扱員一人が一日に取扱うことができる現金限度額はの、十万円とする。

(出納取扱金融機関)

第五条 知事は、現金の出納事務を取り扱わせるため、出納取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）を置く。

(出納取扱金融機関)

第五条 知事は、現金の出納事務を取り扱わせるため、出納取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）を置く。

5 薬剤長である出納員は、薬品の出納及び保管の事務をつかさどる。

6 給食係長である出納員は、給食材料の出納及び保管の事務をつかさどる。

7 現金取扱員一人が一日に取扱うことができる現金限度額はの、十万円とする。

#### (会計伝票の種類)

第七条 会計伝票の種類は、収入伝票（様式第一号）、支払伝票（式第二号）及び振替伝票（様式第三号）とする。

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前二項に規定する取引以外の取引について発行する。

#### (会計伝票の発行)

第八条 出納員は、病院事業に係る取引については、その取引の発生のつど、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

2 一件の証拠書類で伝票が二種以上にわたる場合は、いずれか一の伝票にこれを添附し、他の伝票にはその所在を附記するものとする。

#### (会計伝票の整理及び日計表の作成)

第九条 事務長である出納員は、毎日会計伝票を整理し、日計表（様式第四号）を作成しなければならない。

(勘定科目)

第六条 病院における会計経理は、すべての取引を別表に定める勘定科目に仕訳整理して行なうものとする。

2 知事は、前項の勘定科目を必要に応じ新たに設定し、又は変更することができる。

#### 第二節 伝票

##### 第一節 勘定科目

昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第24号(認可)

(会計伝票等の保存)

第十一条 出納員は、会計伝票、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類を、それぞれ日付順に編集し、及びび保存しなければならない。

(帳簿の種類及び保管)

第十二条 病院事業に関する取引を記録し、計算し及び整理するため、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める帳簿を備え、保管しなければならない。

一 事務長である出納員 総勘定元帳（様式第五号）

内訳簿（様式第六号）、固定資産台帳（様式第七号）

、企業債台帳（様式第八号）、收入予算執行計画整理簿（

）、整理簿（様式第九号）、支出予算執行計画整理簿（

）、現金出納簿（様式第十一号）、預金口座出納簿（様式第十二号）、支払小切手整理簿（

）、様式第十三号）、物品出納簿（様式第十四号）、收入調定簿（様式第十五号）、預り金整理簿（様式第十六号）、前渡金整理簿（様式第十七号）、概算払

(帳簿の照合)

第十四条 総勘定元帳、内訳簿その他相互に関係する帳



- 三 振出地及び支払店名**
- 四 振出年月日**
- 五 事業年度及び会計名**
- 六 番号**
- (小切手の振出年月日の記載及び押印の時期)
- 第二十五条 小切手の振出年月日の記載及び押印は、当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。
- (口座振替による支払)
- 第二十六条 出納員は、第二十二条第一項の規定により、債権者からその債権者の指定する預金口座に振込みの請求があつたときは、取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「銀行振込」の印を押し、銀行振込請求書を添え、これを取扱金融機関に交付しなければならない。
- (領收書の徴収)
- 第二十七条 出納員は債権者に小切手を交付するときは、領收書を徴しなければならない。
- 二 講習会、協議会等会合に要する経費**
- (概算払ができる経費)
- 第三十条 概算払をすることができる経費は、令第二十一条の六第一号から第四号までに掲るもののはか、次のとおりとする。
- 非常災害のため即時支払を必要とする経費
  - 交際費
  - 前金払の限度額
- 第三十一条 令第二十二条の七に規定する前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借り入れをする経費の前金払の限度額は、契約金額の三割以内とする。ただし、特別の理由により知事の承認を受けたものは、この限りでない。
- (資金前渡等の精算)
- 第三十二条 資金の前渡を受けた者は、当該用件が終了したときは、すみやかに証拠書類を添えて、資金前渡精算書を病院長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合、残金があるときは、病院長は納入通知
- 2 前項の領收書の領收印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない理由によつて改印を申し出たときは、印鑑を証すべき書類を徴しなければならない。**
- (隔地払)
- 第二十八条 出納員は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「隔地払」の印を押し、送金依頼書(様式第二十三号)を添え、これを取扱金融機関に交付しなければならない。
- 2 出納員は、前項の手続をしたときは、送金通知書を取扱金融機関を経由して債権者に送付しなければならない。
- (資金前渡のできる経費)
- 第二十九条 資金の前渡をすることができる経費は、令第二十二条の五第一項第一号から第十一号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。
- 即時支払をしなければその目的を達しがたい経費
- 3 前二条の規定による支払の精算については、前二項の規定を準用する。
- (支払の確認)
- 第三十三条 出納員は、第三十六条の規定により、取扱金融機関から支払日計表(様式第二十四号)の送付を受けたときは、支払伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。
- (科目振替)
- 第三十四条 病院長は、勘定科目振替の理由が生じたときは、科目振替調書を作成して出納員に送付するものとする。
- 2 出納員は、前項の調書を受けたときは、振替伝票を発行して整理するものとする。
- 3 出納員は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定にかかわらず、振替伝票を発行して未収又は未

00143

00142

- 一 払及び正当科目へ振替整理しなければならない。
- 1 第十五条の規定による収入調書を受け、調定と同時に現金を収入しないとき。
  - 2 支払請求書、検査調書、検査済調書等により債務が確定し、即時代金を支払わないとき。
  - 3 第三十二条第一項に規定する資金前渡精算書の提出を受けたとき。
- (支払事務)
- 第三十五条 取扱金融機関は病院長が発行した納入通知書により収納事務を行なわなければならない。
- 1 納入者に領收書を交付するとともに出納事務終了後すみやかに領收済通知書及び収納日計表(様式第二十五号)を出納員に提出しなければならない。
- (支払事務)
- 第三十六条 取扱金融機関は、出納員が振り出した小切手により支払事務を行なわなければならない。
- (送金事務)
- 第三十七条 取扱金融機関は、第二十八条第一項の規定による送金依頼書を受けたときは、送金小切手その他の方により債権者に支払をし、出納事務終了後すみやかに送金済通知書を出納員に提出しなければならない。
- (預り金の整理)
- 第三十八条 取扱金融機関は、小切手の振出日付から一年を経過し、まだ支払を終わらない小切手の金額を月ごとに取りまとめ、出納員に報告しなければならない。
- 1 一年を経過し支払を終わらない資金の収入への納付)
  - 2 出納員は、前項の金額を納入通知書により取扱金融機関をして期間満了日の属する年度の収入に納付させなければならない。
- (事務取扱時間)
- 第三十九条 取扱金融機関の出納事務取扱時間は、その

- 2 取扱金融機関は、前項の小切手により支払の請求を受けたときは、債権者をして当該小切手に記名押印させ、これと引換えに現金を支払い、出納事務終了後すみやかに支払日計表を出納員に提出しなければならない。
- (支払事務)
- 第三十五条 取扱金融機関は、第一項の小切手が次の各号の一に該当するときは、支払を停止し、直ちに出納員に通知してその指示を求めるなければならない。
- 1 所定の様式と異なるとき。
  - 2 小切手振出通知書と符合していないとき。
  - 3 出納員の氏名又は印鑑があらかじめ届けたものと異なるとき。
  - 4 支払期日を経過しているとき。
  - 5 損傷又は汚染のため識別できないとき。
  - 6 改ざん等の形跡が認められるとき。
  - 7 その他不正の疑いがあるとき。
- (預り金の整理)
- 第四十一条 預り金は、第六条の規定による勘定科目の区分に従い、收入及び支出の例により整理するものとする。
- (預り有価証券の受入還付)
- 第四十二条 預り金は、有価証券を預かるときは、これと引換えに納入者に対し、預り証を交付しなければならない。
- 1 預り有価証券を還付するときは、前項の預り証に領收の旨を附記させたうえ、記名、押印させ、これと引換えにしなければならない。
- (物品の範囲)
- 第四十三条 この章において「物品」とは、次の各号に

記帳しなければならない。

- 1 購入品は、購入価格に購入に要した引取費用及び検査手数料を加えた額。ただし、引取費用が不確定なときは、これを加えないことができる。
- 2 製作品は、製作に要した材料費に、これに関する一切の各費用を加えた額
- 3 出納員は、物品を倉出したときは、振替伝票により物品出納簿に払出記帳をしなければならない。
- 4 物品払出手帳は、先入先出法によるものとする。

(不用品の報告及び返納)

第四十七条 取扱員は、保管する物品のうち不用となり、又は使用にたえなくなつたものはそのつ度当該物件の品質、形状及び数量並びに再使用の可否を記載した報告書を出納員に提出するとともに当該物品を返納しなければならない。

(処分)

第四十八条 出納員は、前条の規定による報告を受け、

一、備品（設備の附属として資産に整理されるものを除き、一年以上の耐用年数を有する金額一万円以上もの）

二、貯蔵品（貯蔵の状態において取扱うもの）

三、消耗品（貯蔵の状態にしないで、一時に消耗するもの及び準備品）

四、工事用品（特定工事に使用するもの）

五、材料

六、郵便切手（物品取扱員）

第四十三条 各科各室に、物品取扱員（以下「取扱員」という。）と置き、病院長が命する。

2 取扱員は、出納員の指揮を受け、物品の出納及び保管の事務をつかさどる。

第二節 物品需給計画及び実施

（計画及び調整）

第四十四条 病院長は、過去の使用実績、現在保有高及び事業の状態等を調査し、毎年一月末日までに翌年度

の物品需給計画を定めなければならない。

2 取扱員は、物品の交付を受けようとするときは、物品請求票により病院長に請求するものとする。

3 前項の請求があつたときは、物品需給計画その他によつて、審査のうえ出納員をして物品の購入、修繕及び印刷（以下「調達」という。）を行なわせるものとする。

(検收)

第四十五条 病院長は、出納員をして、調達した物品を検收させるものとする。ただし、特別なものについては、指名した職員に検收させることができる。

(貯蔵品)

第四十六条 物品は、すべて倉入貯蔵しなければならない。ただし、購入又は製作後直ちに使用するものについてはこの限りでない。

2 出納員は、物品を取得したときは、振替伝票により次の各号に掲げる取得価格をもつて物品出納簿に受入

2 取扱員は、物品の交付を受けようとするときは、物品請求票により病院長に請求するものとする。

3 前項の請求があつたときは、物品需給計画その他によつて、審査のうえ出納員をして物品の購入、修繕及び印刷（以下「調達」という。）を行なわせるものとする。

(保管)

第四十九条 貯蔵品は、倉庫又は施錠のできる場所に置して整理し、出納員はその保管の責に任するものとする。

(亡失又は損傷)

第五十条 物品を亡失又は損傷したときは、取扱員は直ちに亡失損傷届及びてんまつ書を出納員に提出しなけ

ればならない。

- 2 出納員は、前項の亡失損傷届及びてんまつ書を受けたときは、直ちにその事実を調査し、意見を附して知事又は病院長に報告しなければならない。
  - 3 知事又は病院長は、前項の報告を受けたときは、これを審査し、結果を直ちに出納員に通知するものとする。
- 第五節 たな卸**
- (実地たな卸及び立会)
- 第五十一条** 出納員は、貯蔵品について毎事業年度少なくとも二回実地たな卸を行なわなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、出納員は、貯蔵品が天災その他理由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、隨時実地たな卸を行なわなければならない。
- 3 前二項の規定により実地たな卸を行なう場合は、出納員は、病院長の指定するたな卸資産の受払に關係のない職員を立ち合わなければならぬ。

- 第五十四条** 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。
- 1 購入によつて役得した固定資産については、購入に要した直接及び間接の費用の合計額。
  - 2 建設工事又は製作によつて取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額。
  - 3、無償で譲り受けた無形固定資産以外の固定資産又は前二号に掲げる固定資産であつて取得価額の不明のものについては、適正な見積による額。
- (建設仮勘定)
- 第五十五条** 建設改良工事でその工期が一事業年度をこえるものは建設仮勘定を設けて経理するものとする。
- 2 前項の工事が完了したときの精算は、次の各号によるものとする。
- 1、工事に要した経費から附帯収益を控除する。
- 2、工事に要した経費に間接費の配賦額を加算する。

(たな卸表及びたな卸明細表)

- 第五十二条** 出納員は、前条のたな卸の結果に基づき、たな卸表(様式第二十六号)を作成し、物品出納簿その他の記録と照合確認し、病院長に報告しなければならない。
- 2 出納員は、前項によるたな卸の結果過不足を生じたときは、たな卸過不足明細表及び意見書を作成し、病院長の承認を受けて物品出納簿の修正を行なわなければならない。
- 第七章 固定資産会計**
- 第一節 通則**
- 第五十三条** この章において「固定資産」とは、別表に定める固定資産をいう。ただし、耐用年数一年未満で取得価格が一万円未満のもの(建物、構築及び機械装置の構成部分として附属するものを除く。)は、固定資産に含まないものとする。
- 第二節 取得**
- (固定資産の範囲)
- 第五十六条** 出納員は、天災その他の事由により病院事業の固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なくその事実を調査し、意見を附して知事又は病院長に報告しなければならない。
- 2 知事又は病院長は、前項の報告を受けたときは、これを審査し、結果を直ちに出納員に通知するものとする。
- (実地照合)
- 第五十七条** 知事は、出納員をして毎事業年度固定資産の実態について固定資産台帳と照合し、確認させるものとする。
- (不要固定資産の処分)
- 第五十八条** 固定資産が不要となつたとき、又はこれを撤去し、若しくは取りこわしたときに生じた物件の処分については、第四十八条の規定を準用する。



月鳥取県規則第十一号)による改正前の鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)の規定により行なわれた手続その他の行為は、やれやれこの規則の細則規定により行なわれたものとする。

別表

病院事業勘定科目

収 益

備 考

款	項	目	節
病院事業勘定科目			
病院事業収益	医業収益	入院収益	備 考
		外来収益	
		その他医業収益	
医業外収益			
受取利息、配当金			
他会計補助金 補 助 金	預 金 利 息 金	預 金 利 息 金	
負担金、交付金			
患者外給食収益			職員、附添人などの給食にかかる収入

費 用				
款	項	目	節	備
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料) 医看護婦給 医療技術員給 事務員給 給給給給	常勤の職員の本給 常勤の保健婦、助産婦、看護婦(人)、准看護婦(人) 常勤に対する給料 常勤の業務助師、診療エッジス線技師、マツサージ師、物療技術者 常勤の歯科衛生士などに対する給料 常勤の看護士などに対する給料 常勤の事務員、タイピストなどに対する給料 常勤の看護業務補助者、各種医療技術補助者、自動車手、電気手、汽笛手、水道手、常勤の手保清掃手、電話交換手、常縫手、(人)消毒手、裁縫手など 常勤の手保清掃手、(夫)、炊事手(婦)、配膳手(夫)など 常勤に対する給料、清掃手(夫)、調理師、炊事手(婦)、(人)など 常勤などの諸手当(夫)など 常勤の職員の扶養、暫定、期末、超過勤務及び特殊勤務などの職員区分と同じ者に対する手当
(手当)	医師 看護技術員 事務員 (報酬)	手当 手当 手当 手当 手當	上 上 上 上 上	同 同 同 同 上
				臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員などの役員に対する報酬である「給料」の職種別区分にならって整理すること。

款	項	目	節	備
		その他の医業外収益		
看護婦養成所収益		有価証券売却収益 不用品売却収益 その他の医業外収益		
事業外収益	他会計補助金 補助料収益 手数料収益 固定資産売却収益 不用品売却収益 その他雑収益	入学選抜手数料収益		





00159

(第3種郵便物)  
27 昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第24号 (認)

00158

(第3種郵便物)  
昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第24号 26

## 固 定 資 產

資 產

款	項	目	節	備	考
有形固定資產					1単位(1個、1セット、1台など)の取得価格が1万円以上であつて、耐用年数が1年以上のもの(固定資産の取得価格には、手数料、開運料、搬入費、搬付費などこれを取得するため必要した費用を含む)。
					煙突、貯水池、門、圍壁など建物以外の工作物であつて土地に固定されたもの。

機械、器具、什器など

自動車、船舶など

診療用の放射性同位元素

有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費(前払金を含む)。

款	項	目	節	備	考
その他の有形固定資産	その他有形固定資産				上記以外の有形固定資産
無形固定資產	借地権				
	地上権				
	加入権				
	電話権				
	その他無形財産				
投 資	投資有価証券				
	長期貸付資金				
	貸出資金				
	貸付固定資産				
	その他投資				
流動資産					
款	項	目	節	備	考
現金預金	現金預				

昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外)

00161  
第2種郵便物  
司 28

昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第24号

款	項	目	節	備	考
未 収 金		医業未収金 医業外未収金 その他未収金			医業収益にかかる未収額 医業外収益にかかる未収額 医業未収金及び医業外未収金以外の未収額
有 値 証 券					国債、地方債、株式社債など隨時現金化できる有価証券で、一時的に所有するもの。ただし、1年をこえて所持するものは含めない。
貯 藏 品	薬 品 診療材料 給食材料 医療消耗備品 消耗備品 燃 焚				薬品（薬品費参照）のたな卸高 診療材料（診療材料費参照）のたな卸高 給食材料（給食材料費及び患者外給食材料費参照）のたな卸高 医療消耗備品（医療消耗備品費参照）のたな卸高 消耗備品（消耗備品費参照）のたな卸高 石炭、炭など燃料のたな卸高 上記以外のたな卸資産
短期貸付金	一般貸付金 他会計貸付金 職員 "				
前 払 費 用	前払保険料 その他前払費用				

款	項	目	節	備	考
前 払 金					たな卸資産などの購入手付金及び修繕工事の予約金として前渡した金額、その他これに類するもの。
その他の流動資産					
繰 延 勘 定					
款	項	目	節	備	考
企業債務差金					
退職給与金					
試験研究費					
災 害 損 失					

00163

31 昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第24号  
 (第3種郵便物認可)

00162

昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第24号  
 (第3種郵便物認可) 30

## 負債固定

## 負 債

款	項	目	節	備	考
企業債					
他会計借入金					
引当金	退職給与引当金 修繕引当金				
その他固定負債					

## 流動負債

款	項	目	節	備	考
一時借入金					
未払金	医業未払金 その他未払金				
未払費用 前受金	医業前受金 医業外前受金			通常の取引に基づいて発生した医業費用の未払額(に なる卸資産の買掛金を含む) 債却資産に対する未払額 未払賃借料、未払利息、未払委託費	

33 昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第24号(第3種郵便物認可)

款	項	目	節	備	考
		繰越利益剰余金 (又は繰越欠損金) 当年度未残高 (損)			

32 昭和39年3月31日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第24号(第3種郵便物認可)

資本金	項	目	節	備	考
自己資本金 借入資本金	企業 他会計借入金				
剩余金					
款	項	目	節	備	考
資本剰余金	再評価益 受贈財産評価 額 寄付 助他資本金				
利益剰余金	減債積立金 利益積立金 その他積立金 当年度未処理 利益剰余金 (又は当年度未 処理欠損金)				













